

○市民の声ポスト 主な意見と回答

受付年度	No.	担当部局	担当課等	意見等	回答
R5	1	環境部	生活環境課	生ゴミ袋の特小(極小)サイズを作って欲しい	<p>この度は、市指定の生ゴミ袋のサイズにつきまして、ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>当市では、平成20年4月から、ごみの減量とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化などを目的として、家庭ごみ処理の有料化を開始し、ごみ処理費用の一部を市民の皆様からご負担いただいております。</p> <p>現在の市指定のごみ袋のサイズは、家庭ごみ処理の有料化の導入に当たり、学識経験者や地域で活動されているNPO法人の皆様などで構成された「上越市廃棄物減量等推進審議会」や市民説明会でのご意見、実際にごみ集積所に排出されているごみ袋の容量と封入率、重量の調査結果を踏まえ決定しており、少人数等の家庭など、排出環境や利便性を考慮し、5リットルサイズを最小規格としているものです。</p> <p>家庭ごみ処理の有料化から15年が経過し、単身世帯の増加、総菜やコンビニ弁当などの調理済み食品、カット野菜の台頭など、生ごみの排出量が年々減少傾向にある状況を踏まえ、今後、市指定のごみ袋を製造、保管、配送するコストと市民の皆様からご負担いただくごみ処理費用の比較、販売店の意見などを踏まえながら、衛生環境の保持と生ごみの適正な排出及びリサイクルの推進が図れるよう袋のサイズを研究してまいります。</p>
R5	2	防災危機管理部	市民安全課	下荒浜の信号機のない交差点で一時停止しない車が多くて危ない。対策をお願いしたい。	<p>この度は交通安全に関し、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見のありました交差点の現地確認を7月11日に行いました。同所はご指摘のとおり一時停止規制のある交差点であり、一時停止しない運転者に対する対策としては、交通指導取締りが最も有効であると考えられることから、上越警察署に山本様からのご意見の内容をお伝えし、交通指導取締りやパトロールの実施を要望しました。</p> <p>また、停止線が摩耗し確認しにくい状態であることから、停止線の修繕も合わせて上越警察署に要望しました。</p> <p>市としては引き続き、警察や交通安全協会などと連携し、交通安全運動や各種交通安全教室など様々な機会を通じ、交通事故抑止に向けた交通ルールの順守と交通マナーの徹底の普及促進に努めてまいりますとともに、付近の八千浦小学校、八千浦中学校の児童生徒に対しても交通安全教室を通じて道路を歩行する際の注意点について指導教育するなど、交通事故防止に努めてまいります。</p> <p>今後もお気づきの点がございましたら、ご意見をお寄せください。</p>

受付年度	No.	担当部局	担当課等	意見等	回答
R5	3	教育委員会	高田図書館	高田図書館に学生が勉強できる場を設けてほしい。	<p>いただいたご意見同様、昨年度も、高田地区には学生が勉強できる場所が少ないことから、近辺に中学校、高等学校が多い高田図書館に自習室を整備できないか、との要望がありました。</p> <p>検討した結果、図書館の閲覧席は、あくまで図書館資料を利用する方たちのための場所であるという姿勢には変わりありませんが、本年4月1日から、館内の2つの会議室について、休館日を除く利用予約のない日時を自習室として開放いたしました。</p> <p>8月末現在では、学生のみならず一般の方も含め、延べ1,000人余りの方にご利用いただいております。</p> <p>なお、自習室の案内は閲覧席に表示しているほか、開放可能な日時について「高田図書館自習室カレンダー」を館内の1階ホールと2階の階段を上りきった正面に掲示、また図書館ホームページのお知らせに掲載しており、上越市公式SNS(LINE・X(旧Twitter))でも発信してきたところです。しかしながら、周知が十分でなかったとの反省もありますので、今後、より一層周知を図ってまいります</p>
R5	4	防災危機管理部	危機管理課	公設消火栓の使用について、住民の使用は禁止されており、消防団の使用も控えていると聞いたが、有事の際は誰でも使用できるものと思っていた。過去において、消防署のみの使用とするものと指導はされていないと思うが、経緯と根拠を教えてほしい。	<p>公設消火栓の使用につきましては、法令上、住民による使用を禁止する規定はありません。</p> <p>しかしながら、水圧の高い水道管に直結した消火栓からの放水時には、予想外の水圧により筒先の反動やホースの飛び跳ね等による事故が発生する恐れがあるため、筒先の保持には日頃からの訓練が必要となるほか、実際の火災現場では火元近くの熱が800度以上になることもあり、防火衣等の装備をせずに消火活動を行うことは現実的ではないことから、消火活動は普段から訓練を積んでいる消防署や消防団に任せていただき、一般市民による消火栓の使用を遠慮いただいております。</p> <p>なお、消防団による消火栓の使用につきましては、前述のとおり普段から消火活動に必要な訓練を積んでおり、消防団が使用を控えている事実はありません。</p> <p>市民の皆さんには、日頃から火災予防に努めていただくとともに、火災が発生した場合には、速やかに119番通報することや、消火器や水バケツなど身近な消火用具を使用し、十分に安全が確保される範囲内での初期消火及び住民の避難誘導などを行っていただきたいと考えています。</p>

※回答内容は回答当時のもので、現在は異なる場合があります。